

読 替 規 程

- I. 名称：施設機械工事等施工管理基準
- II. 制定：農林水産省農村振興局
- III. 制定通知文書：「令和4年3月31日付け3農振3056号」を「令和4年9月16日付け農村第231号」に読み替える。
- IV. 「第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則」施設機械工事等施工管理基準
 - 1-1-1 目的
農林水産省所管の国営土地改良事業、直轄海岸保全事業及び直轄地すべり対策事業に係る直轄工事を宮城県が発注する農業農村整備事業等に関する工事と読替る。
 - 1-1-2 適用
地方農政局を宮城県に及び特別仕様書の特記仕様書に読替る。
 - 1-1-3 施工管理の基本構成
読替なし
 - 1-1-4 施工管理の実施
土木工事施工管理基準を農業土木工事施工管理基準に読替る。
 - 1-1-5 施工管理の方法
読替なし
 - 1-1-6 施工管理の細目
読替なし
 - 1-1-7 品質確認事項の分類
読替なし
 - 1-1-8 出来形及び品質の確認事項と実施時期
読替なし